

## 年金関係書類等について

※ 短期組合員（臨時的任用教職員及び会計年度任用職員等）は長期給付適用外のため提出不要です。

### 1 資格取得・変更理由及び年金関係書類

「チェックリスト」の取得・変更理由コード及び「一般・短期 組合員資格取得届書／組合員情報変更訂正届」の取得・変更理由は、以下の表を参照の上、記入してください。

また、一般組合員で公務員共済組合の前歴がある方は、年金関係書類「組合員転入・異動届書 兼 年金加入期間等報告書」〔用紙No.年金1〕を添付してください。

取得・変更理由		該当者	年金関係書類（一般組合員のみ） 「組合員転入・異動届書 兼 年金加入期間等報告書」 〔用紙No.年金1〕
コード	名称		
1	新規取得	新規採用者（日本私立学校振興・共済事業団の前歴がある方を含む。）	<u>公務員共済組合の前歴がある方のみ提出</u> 様式中の「年金加入期間等報告書」を記入 ※3
2	転入 （他支部） ※1	公立学校共済組合の他支部の一般組合員であった方で、引き続き東京支部の組合員になった方（道府県の公立学校からの異動）	様式中の「組合員転入・異動届書」を記入
3	転入 （地共済）	市町村職員共済組合等（都共済を含む。国共済を除く。）の一般組合員であった方で、引き続き公立学校共済組合東京支部の組合員になった方	様式中の「組合員転入・異動届書」を記入 ※3
7	再就職 ※2	過去に公立学校共済組合東京支部の組合員期間があり、新たに採用された方	様式中の「年金加入期間等報告書」を記入 ※3
8	転入 （国共済）	国家公務員共済組合（文部科学省共済組合等）の一般組合員であった方で、引き続き公立学校共済組合東京支部の組合員になった方	様式中の「組合員転入・異動届書」を記入 ※3
9 5	種別変更	以前より資格が継続している方で、任用の変更等により組合員種別（組合員番号の変更を含む場合もあり）が変更となった方	<u>短期組合員から一般組合員となった方で、公務員共済組合の前歴がある方のみ提出</u> 様式中の「年金加入期間等報告書」を記入 ※3
9 9	番号変更	以前より資格が継続している方で、任用の変更等により組合員番号のみが変更となった方	不要

※1 「転入（他支部）」…組合員より組合員証等の提出があった場合には、資格取得届出書類と一緒に東京支部の資格担当へ御提出いただいて差し支えありません。

※2 「再就職」…「一般・短期 組合員資格取得届書／組合員情報変更訂正届」の「旧組合員番号」欄に旧組合員番号と組合員種別を必ず記入してください。

※3 既に、公務員期間の老齢厚生（退職共済）年金、障害厚生（障害共済）年金が決定している方は、「年金受給権者再就職届書」〔用紙No.年金3〕及び年金証書の原本を添付してください。当該障害厚生（障害共済）年金の障害等級が2級以上の場合は、障害基礎年金の年金証書も併せて提出してください。

### 2 一般組合員新規資格取得者等に対する国民年金の加入勸奨通知等について

20歳以上で新たに組合員資格を取得した一般組合員、及び組合員種別が短期組合員から一般組合員へ変更となった一般組合員については「一般・短期 組合員資格取得届書／組合員情報変更訂正

届」に記入された基礎年金番号に基づき、組合員資格取得（種別変更）手続と併せて、公的年金制度への加入処理を行います。

組合員の公的年金加入情報が日本年金機構で処理されるまでに一定の時間を要することから、一部の組合員が公的年金未加入者とみなされ、日本年金機構より「国民年金未納保険料納付勧奨通知書」等が送付される場合があります。日本年金機構での公的年金加入処理が完了すれば送付されなくなるため、組合員が年金事務所へ公的年金加入に関する手続を行う必要はありません。

ただし、「一般・短期 組合員資格取得届書／組合員情報変更訂正届」を提出していない場合は、日本年金機構での公的年金加入処理が行えませんので、速やかに給付貸付課資格担当へ提出をお願いします。

また、基礎年金番号の記入漏れや誤記入等不備がある場合も同様に日本年金機構での公的年金加入処理が行えませんので御注意ください。

### 3 年金関係手続の影響について

資格取得及び種別変更手続の際に提出いただく「組合員転入・異動届書 兼 年金加入期間等報告書」により、公立学校共済組合東京支部の一般組合員資格取得以前の公務員共済組合加入記録の整備を行います。このことにより、迅速な年金請求審査や正確な「ねんきん定期便」の発行が可能になるため、新たに一般組合員となった方の前歴等を必ず御確認いただき、必要書類の提出漏れがないよう御注意ください。